

# 世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その九)



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一四年五月一日に行われた北朝鮮の第二回の普遍的定期審査（UPR）における欧州諸国、日本や韓国の勧告と、北朝鮮の友好国による勧告では、その内容を大きく異にするとともに、北朝鮮のそれらの勧告に対する態度も大きく分かれました。前者については、その勧告に対して拒否の態度を示したにもかかわらず、後者についてはこれを検討し回答することを約束しました。

北朝鮮が拒否の態度を示した欧州諸国らの主な勧告内容は、次の通りです。栄養失調による子どもの状況（ドイツ、日本、スウェーデン）、宗教の自由及び表現の自由の現状（ドイツ、ハンガリー、アイルランド）、未解

決の拉致被害者問題（日本、韓国）、帰国者への拷問や公開処刑の問題（日本、韓国、オランダ、ハンガリー）、多くの収容施設の将来（日本、ノルウェー）、拷問禁止条約の批准（チェコ、カナダ）、拷問が日常化している現状（英国、オランダ、アイルランド）、社会的出身による差別の救済（チェコ）、人権条約の国内実施に関する問題（チェコ、英国、ノルウェー、ハンガリー）、人々への貨幣経済外の食糧供給に関する問題（デンマーク、ノルウェー、オランダ、カナダ）、八歳からの兵士への強制登録問題（デンマーク）、人権理事会の特別報告者を受け入れる予定（ラトビア、スイス、オランダ）、南北分断家族の交流（韓国、スイス、ハンガリー）、司法の独立の欠如（スウェーデン、カナダ）、海外渡航の自由化（スイス）、平等権行使の検証方法（英国）、国内人権機関の設置（英国）及び女性に対する暴力への対策（ノルウェー）などでした。

勧告が集中した拷問について、北朝鮮は、人権条約の批准については、国連における選択性とダブルスタンダードが障害となっているとして、北朝鮮はたしかに拷問禁止条約に加入していないが、国内的には拷問

禁止は実施されており、これらの障害が取り除かれれば自発的に加入すると発言しました。また、国内人權機関のような独立した人權メカニズムの設置については、北朝鮮ではあらゆるレベルにおいて人民委員会が人權の保護と促進の役割を担っており、人民が権限を持つ機関が申立などを扱うことはパリ原則と矛盾しないとして、これを拒否する姿勢を示しました。

また、子どもの栄養失調は過去の問題であり、食糧・医療事情は二〇〇〇年初頭から劇的に回復しているとしました。さらに、八歳からの兵士への強制登録問題については、指摘された「少年連合」は課外活動のための九歳から一三歳の子どもの自律的組織であって、幼少期から徴兵されているというのは歪められた情報であるとして拒否しています。日本国民が最も関心を寄せる拉致問題については、二〇〇二年の日朝平壤宣言に基づきさまざまな日朝間の合意を誠実に果たしてきた結果、拉致問題の完全な解決に至ったと反論しました。核問題やミサイル発射モラトリアムに違反し、核実験やミサイル実験を繰り返した北朝鮮が「誠実な履行」を言っても納得できる日本国民はいないと思わ

れます。なお、このUPRで、北朝鮮が日本などの指摘を認めたのが公開処刑の問題でした。北朝鮮は、被害者家族などの要請もあり、非常に残虐な暴力的犯罪を行った者が公開処刑されることがごくまれにあると回答しました。

他方で、友好国からの勧告、たとえば、人民によって選択された経済的・政治的・社会的モデルの維持と強化や人權分野における非政治化、協力及び対話の環境づくりへの努力の継続（キューバ）、社会保障の努力の継続（ベトナム、ラオス、スリランカ）、一年の無償の義務教育の質向上への努力の継続（ベネズエラ）、農業政策に基づく農産物の増産と多様化（アルジェリア）、国家的・地域的特殊性や歴史的・文化的・宗教的背景を十分に考慮した人權文化の醸成（イラン）などの勧告については、検討を約束しています。

こうしたグループ内での庇い合いを見ると、UPRにおいて、「政治化と選別性を可能な限りにおいて回避する」とのアナン元国連事務総長の狙いは未だ実現されていなくがわかります。